

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の改正の
基本的な考え方に係る資料

目 次

I	アスベスト対策について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	災害を視野に入れた対応について・・・・・・・・	4
III	土壌汚染対策について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
IV	地下水採取規制について・・・・・・・・・・・・・・・・	8
V	環境管理事業所・環境配慮推進事業所制度について・・・・・・・・	9

I アスベスト対策について

1 アスベスト対策の現状

- 大気汚染防止法では、吹付けアスベスト等の除去工事等について、工事の14日前までに届出するとともに、養生などの飛散防止措置について基準を定めている。
- 県では、法律や国が定めるアスベスト飛散防止のためのマニュアルを補完するため、除去等の作業における遵守事項や事業者による環境調査の実施等を盛り込んだ「アスベスト除去工事に関する指導指針」（以下、「アスベスト指針」という。）を平成18年3月に定め、規制基準の遵守の徹底等を指導している。

表 I-1 アスベスト除去工事に係る法届出件数

年度	H24	H25	H26	H27	H28
県所管	60	78	71	56	72
政令市所管	477	494	457	509	496
計	537	572	528	565	568

- また、県では、建築物の解体工事現場周辺において、環境調査を実施している。

表 I-2 アスベスト除去工事に係る環境調査結果

年度	H25	H26	H27	H28	H29
実施件数	9	7	7	8	10
異常値*検出件数 (うち高濃度**)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (0)

* 異常値：環境調査で1リットル当たり1本を超える石綿繊維数濃度

**高濃度：異常値のうち1リットル当たり10本を超える石綿繊維数濃度

2 改正に係る考え方

- アスベスト指針の指導内容を条例で規定し、飛散防止措置を徹底させ、より実効性のある指導ができるようにする。

【条例化する項目】

- ・届出：法届出に加えて事前調査結果、除去工事の管理体制、点検内容等を提出
- ・周辺住民への周知：工事内容やスケジュールの周知
- ・環境調査：敷地境界における大気中アスベスト濃度の測定
- ・完了報告：工事完了後に報告書を提出
- ・事故時の措置：アスベストを飛散させた（おそれを含む）場合の通報や応急措置の実施

- 事前調査を確実に実施させるため、適切な事前調査の方法等を定めて実施等を義務付ける。
- 建築物の所有者による建築物のアスベストの使用状況の把握と飛散防止措置の努力義務について規定する。

アスベスト除去工事に関する指導指針

1 趣旨

アスベスト除去工事(以下「除去工事」という。)の適正な実施の確保に向け、大気汚染防止法に基づく作業基準の遵守徹底を図るため、国のマニュアル類の補完として、事業者が遵守すべき事項等を定める。

2 対象

この指針による指導の対象となる事業者は、大気汚染防止法第 18 条の 15 第1項第2号の特定工事を施工する者とする。

なお、特定工事を施工する者と届出者が異なる場合は、この指針で規定する事項の遵守に当たり必要な協力が得られるよう届出者にこの指針を説明すること。

3 遵守事項

(1) 事前調査

- ア 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の事前調査に当たっては、建築士又はアスベストを含む建材の除去工事を熟知している者が当たること。
- イ 建築物等のアスベスト使用箇所調査に当たっては、設計図面や現地調査をもとに、天井や床面、壁等における貫通部分や隙間、外部への開口部等の状況、内装材の施工状況や内部の堆積物の状況等を把握すること。
- ウ 除去工事が行われる敷地の周辺住民等の状況を把握すること。

(2) 除去工事の管理体制

作業基準の遵守徹底や環境調査等の実施、緊急時の対応、周辺住民等への周知等を行うため、必要な体制を整備すること。

(3) 作業基準の遵守徹底のための対応

- ア 除去工事の掲示板については、除去工事におけるアスベストの除去作業(以下「除去の作業」という。)を開始する概ね1週間前までに、周辺住民等に対して見やすい場所に設置すること。
- イ 除去工事の実施に当たっては、作業主任者が準備段階、始業時、作業中の随時、終業時、完了時等において作業基準が常に遵守されているか点検し、点検結果を記録すること。
- ウ 作業基準の遵守状況の点検を行う事項としては、隔離養生の不具合の発生の有無、集じん・排気装置の稼働状況、同装置のフィルタの交換状況、湿潤化薬剤や飛散防止薬剤の散布状況、除去物・撤去資材の取扱状況等を基本とすること。
- エ アスベストの付着のおそれがある内装材等の撤去や保管を行う場合は、隔離養生区域内で行うとともに、隔離養生区域外へ搬出する場合は飛散防止対策を講じること。
- オ 作業基準に不適合な状況が認められた場合には、直ちに補修や点検を行うなど必要な措置を講じるとともに、対応措置等について記録すること。
- カ 除去の作業が2日以上工期となる場合は、除去の作業の終業時から翌日の始業時までの間に隔離養生区域内のアスベストが外部へ飛散しないよう、必要な対策を講じること。

(4) 隔離養生の適合性確認

隔離養生が完了して除去の作業を開始する際には、地域県政総合センター環境部による作業基準への適合状況について確認を受けること。

(5) 周辺住民等への周知

除去の作業を開始する概ね1週間前までに、周辺住民や地元市町村等に対し、工事内容やスケジュール等を周知すること。

(6) 環境調査等

ア 環境調査は、除去工事開始前、除去の作業中、除去工事完了時において、原則、隔離養生区域の外側の近傍の4方向にて実施すること。なお、複数の工区に分けて除去工事を実施する場合は、原則、各工区ごとに実施すること。また、除去の作業中の環境調査については、除去の作業を開始する日に実施することとするが、1工区の除去の作業が1週間以上となる場合には、その後も、原則として1週間に1回以上の頻度で実施すること。

イ アの調査のほか、除去の作業中に集じん・排気装置の排気口付近、前室の出入口付近において調査を実施すること。また、隔離養生を解除する場合には、作業場内において調査を実施すること。

ウ ア及びイの除去の作業中の調査結果については、原則として調査実施日の翌々日の工事開始時まで把握すること。

(7) 緊急時の対応措置

ア 作業中の環境調査の結果において異常値(1本/リットルを超える値)が認められた場合や、隔離養生や集じん・排気装置の重大な不具合等が認められた場合には、直ちに除去の作業を中止して必要な対応措置を図るとともに、地域県政総合センター環境部へ報告すること。

イ アの緊急時における応急補修や緊急点検、必要に応じた環境調査等の実施等の対応措置や実施体制については、予め定めておくこと。

4 地域県政総合センター環境部への報告

(1) 大気汚染防止法の届出に伴い、次の事項について報告すること。

ア 建築物等の事前調査の実施者及び調査結果の概要

イ アスベスト使用箇所の詳細調査の実施者及び調査結果に応じた隔離養生における対応措置

ウ 除去工事の管理体制

エ 除去の作業における点検の実施内容、点検結果の記録を備え置く場所

オ 周辺住民等への周知の実施内容

カ 廃石綿等の処理を委託する特別管理産業廃棄物処分業者・収集運搬業者との委託契約書の写し及び当該業者の特別管理産業廃棄物処分業・収集運搬業許可証の写し

(2) 除去工事開始以降、環境調査等の結果の概要や周辺住民等への周知の実施状況については、速やかに地域県政総合センター環境部へ報告すること。

(3) 除去工事完了後14日以内に、環境調査等の結果概要、除去工事完了時の点検結果を地域県政総合センター環境部へ報告すること。

(4) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)を特別管理産業廃棄物処分業者から返送を受けた後、速やかにその写しを地域県政総合センター環境部へ提出すること。

5 施行日

この指針は、平成18年4月1日から施行する。

この指針は、平成18年10月1日から施行する。

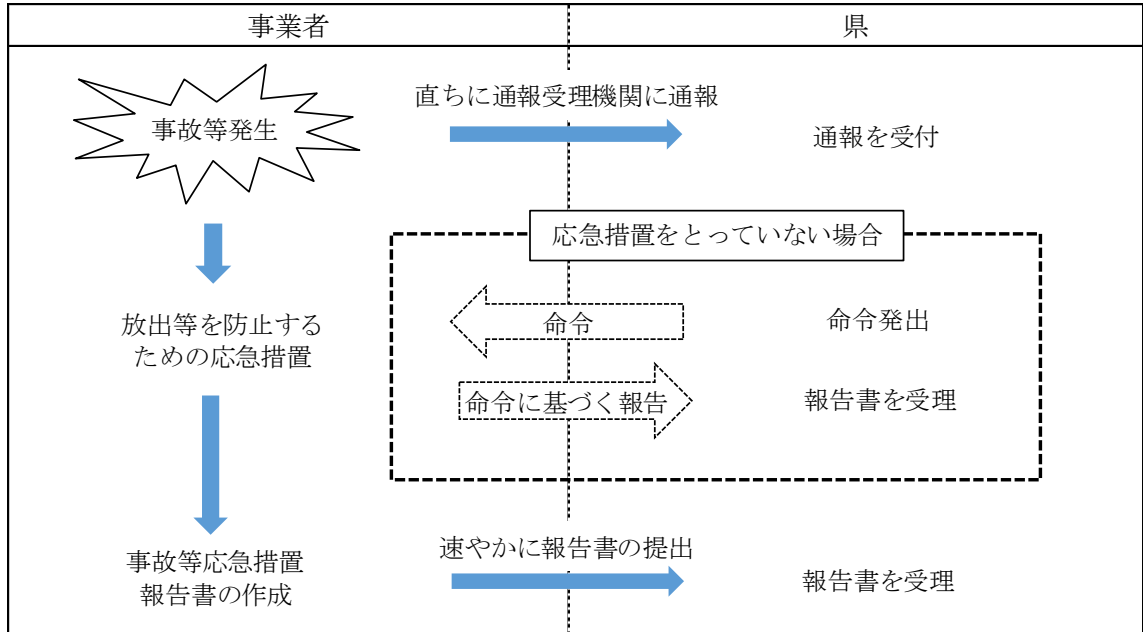
この指針は、平成26年6月1日から施行する。

Ⅱ 災害を視野に入れた対応について

1 現行の規定

(1) 有害化学物質の漏洩等による環境汚染への対応

- 現行条例では、第12章第3節「環境汚染発生時等の措置」において、事業所で有害物質の漏洩等した場合には、事業者が直ちに関係機関に通報することや応急措置を講ずることなどが規定されている。



- また、知事は環境汚染を確認した場合には、汚染源の究明や汚染原因者に対して環境汚染を改善するよう指導するための仕組み等が規定されている。
- しかしながら、現行の規定では、災害時に有害物質が漏洩等した場合に、環境中における環境汚染の状況を把握する仕組みとはなっていない。

(2) 災害時における規定の適用について

- 現行条例において、災害時に規定の適用が除外される事項は、①屋外焼却の制限、②特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更、③特定自動車の排出基準のみとなっている。
- 指定事業所の設置等に係る規定については適用が除外されていないため、災害対応のために必要な施設の設置や破損等した施設の変更にあたっては、条例に基づく事前許可が必要となる場合がある。

2 改正に係る考え方

(1) 有害化学物質の漏洩等による環境汚染への対応

- 災害時においては、事業所から有害化学物質が環境中に漏洩等することが懸念され、漏洩等による環境汚染の状況を迅速に把握することは、県民の健康保護等の観点から非常に重要なことである。このことから、条例において、県が市町村又は民間事業者と連携を図りながら有害化学物質等の調査を実施する

旨の規定を設ける。

- さらに、災害時の対応には、平時からの備えが重要であることから、条例第42条に基づき、事業者から報告された化学物質に係る情報の活用についても検討する。

(2) 災害時における施設の設置等に係る措置

- 災害時には災害対応や事業活動の早期復旧等のため、迅速な施設の設置や変更が求められることが想定されることから、条例第3条及び第8条に基づく指定事業所の設置等に関する手続きについて、一定条件のもと免除し、事後の届出とするなど、災害時における特例措置の規定を設ける。

(参考) 条例第42条とPRTR制度の概要

	特定化学物質の環境への把握及び管理の改善の促進に関する法律 (PRTR制度：化学物質の排出・移動に関する情報を国が1年ごとに集計し、公表する制度)	条例第42条※
対象化学物質	<u>第一種指定化学物質(462物質)</u> ○有害性の条件に当てはまり、かつ、環境中に広く継続的に存在するものとして法律で指定。 ○このうち人に対する発がん性等があると評価されている物質は、特定第一種指定化学物質(15物質)として指定。	PRTR制度と同じ (第一種指定化学物質)
対象事業者	<u>法第2条第5項に定める第一種指定化学物質取扱事業者</u> ○指定される24業種に該当し、従業員数が21人以上の事業者であり、かつ次の条件に合致する事業者 ・第一種指定化学物質を1トン/年以上取扱う事業所を有する事業者 ・特定第一種指定化学物質を0.5トン/年以上取扱う事業所を有する事業者 ・特別要件施設(廃棄物処理施設など)を有する事業者	PRTR制度と同じ
報告事項	事業所ごとに前年度1年間の次の量を報告 ①排出量(大気、公共用水域、土壌への排出、事業所における埋立処分) ②移動量(下水道、廃棄物としての移動)	①前年度の取扱量及び用途 ②管理目標と取扱内容 ③目標の達成状況など
報告時期	<u>毎年4月1日から6月30日まで</u>	PRTR制度と同じ

※横浜市及び川崎市については、県条例は適用除外。相模原市については、権限を市に移譲している。

Ⅲ 土壌汚染対策について

1 土壌汚染対策の現状

- 条例では、特定有害物質使用事業所の廃止時及び土地の区画形質変更時に公害が生じないようにするため、事業者の義務として、有害物質使用状況等の記録管理、廃止時及び区画形質変更時の届出・調査義務等を定めている。
- 土壌汚染対策法では、土壌汚染の状況を把握し、国民の健康を保護するため、有害物質使用特定施設の廃止時及び一定規模以上の形質変更時等を調査契機としている。
- 条例と法の主な規制の概要を表1に、条例又は法に基づく届出等件数を表2にそれぞれ示す。

表1 条例と法の主な規制の概要

		条 例	土壌汚染対策法
調査契機	廃止時	特定有害物質使用事業所の廃止時	有害物質使用特定施設の廃止時
	形質変更時	特定有害物質使用地の区画形質変更時（面積要件なし）	形質変更（3,000m ² 以上）を行う場合で、調査命令が発出された時
調査実施者		事業者	土地の所有者

表2 条例又は法に基づく報告・届出件数

年度	条 例		土壌汚染対策法	
	事業所 廃止報告	区画形質変更届 (調査報告)	施設廃止届 (調査報告)	形質変更届 (調査報告)
H26	17	274 (239)	61 (11)	161 (10)
H27	14	285 (240)	61 (3)	152 (17)
H28	15	378 (327)	42 (11)	192 (13)
H29	22	315 (268)	(平成31.1.10現在環境省未公表)	

※県所管域及び県条例権限移譲8市の実績

2 改正に係る考え方

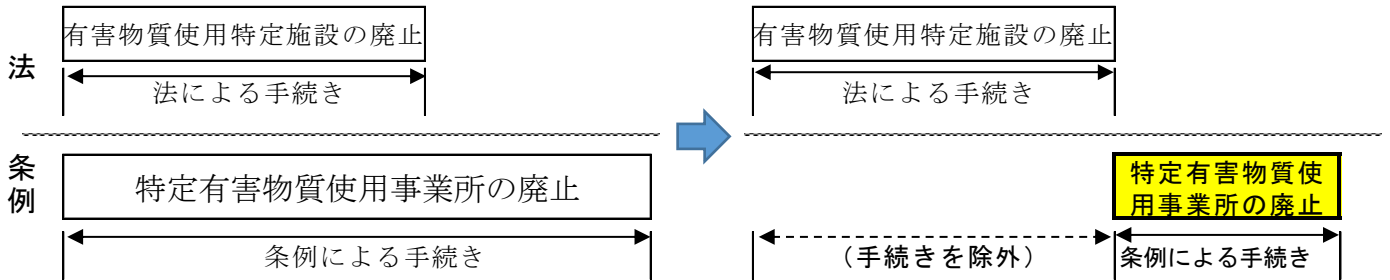
- 現状では条例と法の双方で規制する土地が生じているが、いずれかで措置を講ずることにより、公害防止の目的を達成できる。
- 土壌汚染対策法の改正（H29.5公布、H31.4施行）により、操業中の事業場の土地の調査義務が設けられるなど、法制度がより整備・充実してきている。
- こうしたことから、法による手続きが行われる土地については、条例の適用を除外し、条例又は法のいずれかで規定するよう合理化を図る。
- 併せて、条例による事業者の有害物質使用状況の記録の管理は継続し、法の調査契機に合わせ土地所有者に記録を交付する義務を新設する。

3 条例改正案のイメージ

【事業所の廃止時】

(現行)

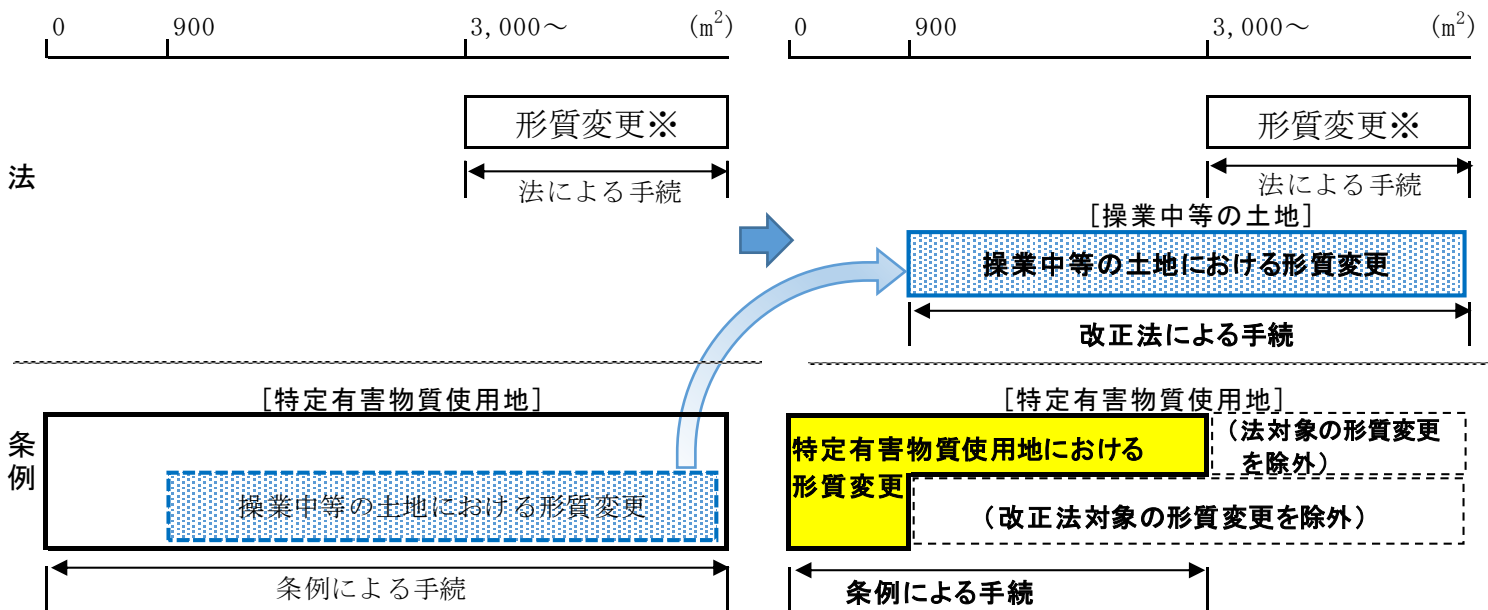
(条例改正後)



【形質変更時】

(現行)

(条例改正後)



※法による形質変更は、条例で規定する「特定有害物質使用地」も含め、全ての土地が届出対象

IV 地下水採取規制について

神奈川県生活環境の保全等に関する条例により、地盤沈下が生じている地域又はそのおそれのある地域（指定地域）において地下水採取の規制を行うとともに、指定地域の周辺地域において地下水採取量の報告等を義務付けている。

1 地盤沈下の状況

地盤沈下の状況を把握するために各市町域内で水準測量調査を実施している。各地域の水準点の経年変化は全体的に沈静化の傾向であり、近年は年間最大でも1cm程度の沈下量となっている。

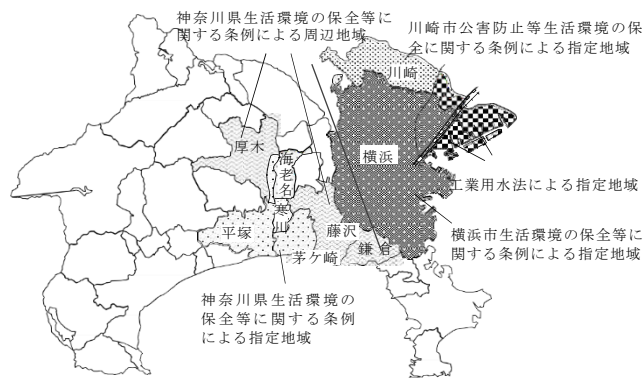
2 指定地域

○指定地域

平塚市、茅ヶ崎市、厚木市の一部、
海老名市、寒川町

○指定地域の周辺地域

鎌倉市、藤沢市、厚木市（指定地域以外）



3 地下水採取の規制について

指定地域において地下水を採取する際に、揚水施設の構造基準による許可、変更許可、採取量の測定及び報告等を定めている。

表. 主な規制の内容

	規制の内容
地下水採取の許可	○揚水施設（吐出口断面積 ^{※1} の合計6cm ² 以上）を設置し、地下水を採取する事業者は許可を受けなければならない。
許可の基準	○揚水施設は構造基準に適合していなければならない。 【構造基準】 ①揚水機の吐出口の断面積の合計が22cm ² 以下 ②井戸のストレーナー ^{※2} の位置が100m以深 ③揚水機の前動機定格出力2.2kW以下
変更の許可	○「揚水施設の数、位置及び構造」又は「地下水の採取予定量及び用途」を変更しようとするときは、変更許可を受けなければならない。 ○変更許可においても、構造基準に適合していなければならない。

※1 吐出口断面積：地下水をくみ上げる水中ポンプ（揚水機）の吐き出し口の面積。

※2 ストレーナー：漉し器のような構造の装置。ろ過装置。

参考) 届出件数

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
新規許可	0	2	0	0	1
変更許可	6	9	11	5	7

※ 指定地域の事業所数は174（平成29年度末現在）

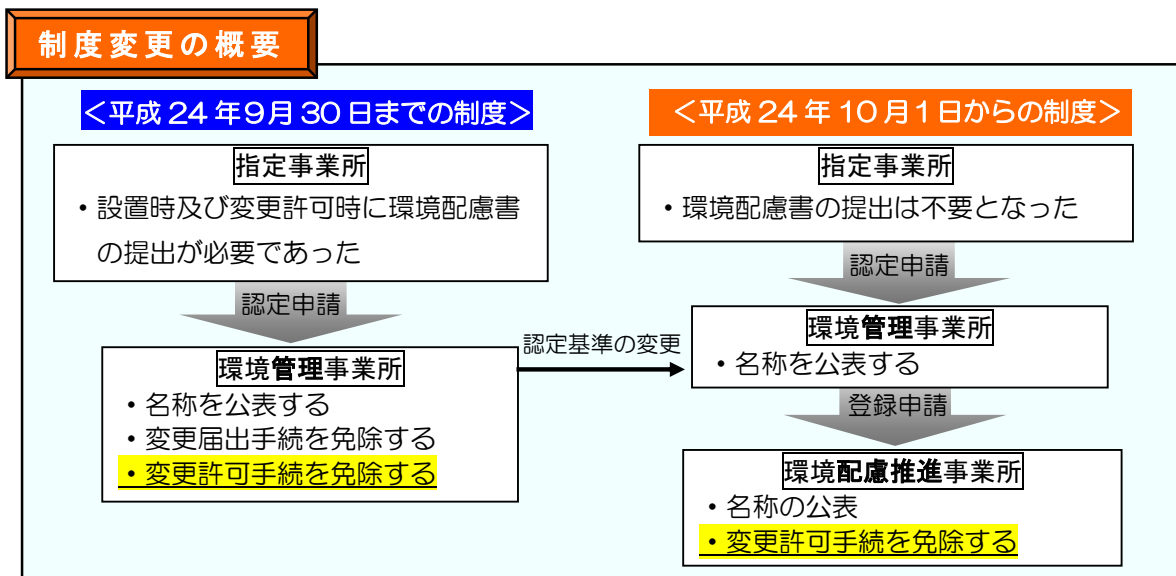
4 改正に係る考え方

許可事項に変更が生じる場合は変更許可が必要になるが、揚水施設の数減らすことなど構造基準の確認を要さない変更については、届出で手続きを行うものとして整理する。

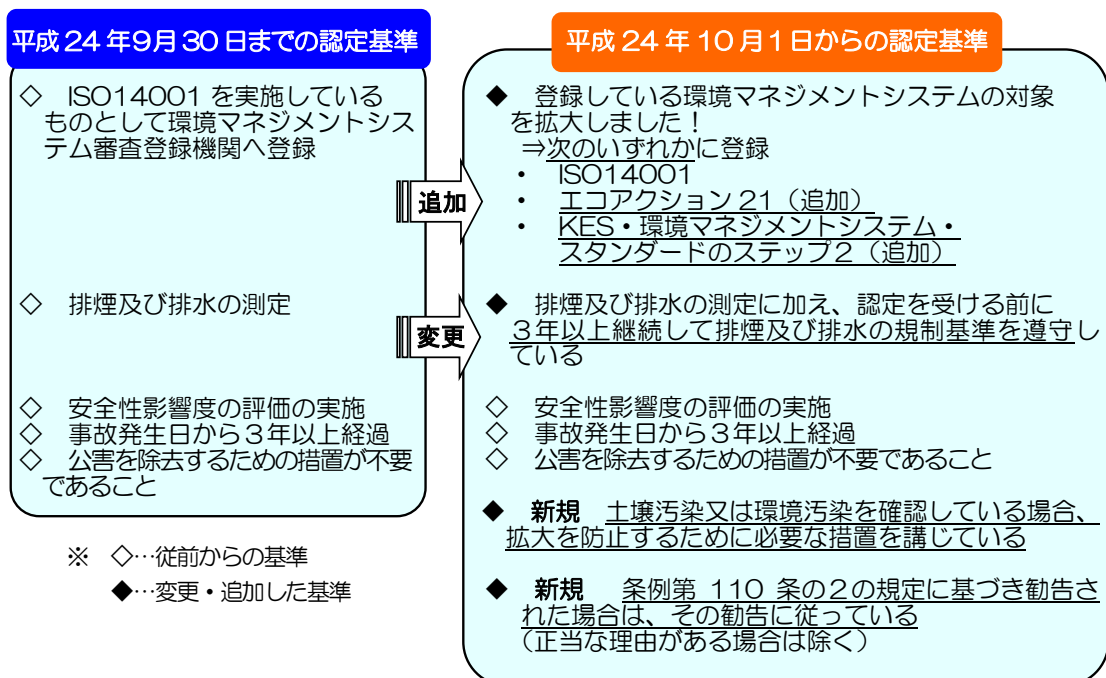
V 環境管理事業所・環境配慮推進事業所制度について

1 制度の概要及び前回改正における変更点について

- 環境管理事業所制度は、条例制定の際に、自主管理の推進のため本県が全国に先駆けて導入した制度であり、環境に係る一定の管理能力を備えた事業者の認定を行っている。
- 前回改正では、事業者による自主的な管理をより一層推進するため、環境管理事業所の認定基準を変更するとともに、環境への配慮を自主的かつ積極的に推進している環境管理事業所を「環境配慮推進事業所」として登録する制度を新たに創設する変更を行った。



(環境管理事業所の認定基準)



(環境配慮推進事業所の登録要件)

環境配慮推進事業所は、環境管理事業所の登録を受けた上で、①環境に配慮した事項に係る登録要件又は②近隣住民等との環境保全に関する相互理解に係る登録要件を満たす場合に、登録することができる。

2 認定・登録の状況について

環境管理事業所：34 事業所（平成 30 年 12 月末現在）

環境配慮推進事業所：13 事業所（平成 30 年 12 月末現在）

3 改正に係る考え方

- 環境配慮推進事業所については、環境管理事業所の中でも優れた取組を行っている事業所が登録されているが、その名称からはどちらが優れているか分からないといった課題があることから、名称の見直しを検討する。
- 申請手続きに係る作業量が多く事業者の負担が大きいことから、添付書類の簡素化を図るほか、認定基準を整理するなど見直しを行う。
- 認定・登録事業所を増やし、事業者の自主管理を一層促進するため、条例第 10 条に基づく指定事業所に係る変更届出の提出を一部免除し、また、登録の有効期間を延長するなど制度活用のメリットを高める。

